



厚生労働省
兵庫労働局発表
平成26年4月11日

【照会先】
兵庫労働局職業安定部需給調整事業課
課長 室井 一則
主任需給調整指導官 堂園 康晴
(直通電話) 078(367)0831

報道関係者 各位

派遣元事業主に対する労働者派遣事業停止命令及び
労働者派遣事業改善命令について

兵庫労働局長（中山明広）は、下記のとおり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、本日、労働者派遣法第21条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令及び同法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

記

第1 被処分派遣元事業主

別添の一覧表記載の特定派遣元事業主

第2 処分内容

労働者派遣法第21条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令

(労働者派遣事業停止命令の内容は第 4 のとおり)

労働者派遣法第 49 条第 1 項に基づく労働者派遣事業改善命令

(労働者派遣事業改善命令の内容は第 5 のとおり)

第3 処分理由

別添の一覧表に記載する特定派遣元事業主は、労働者派遣法第 23 条第 1 項において提出しなければならないとされている平成 24 年度の事業報告書(様式第 11 号)及び収支決算書(様式第 12 号)並びに平成 25 年 6 月 1 日現在の事業報告書(様式第 11 号の 2)について、労働者派遣法施行規則第 17 条に規定する提出期限を経過しているにもかかわらず、これを提出せず、労働者派遣法の規定に違反したこと。

第4 労働者派遣事業停止命令の内容

労働者派遣法第 23 条第 1 項及び同法施行規則第 17 条をもって提出しなければならないとされている平成 24 年度の事業報告書(様式第 11 号)及び収支決算書(様式第 12 号)並びに平成 25 年 6 月 1 日現在の事業報告書(様式第 11 号の 2)が提出されるまでの間、労働者派遣事業を停止すること。

第5 労働者派遣事業改善命令の内容

労働者派遣法第 23 条第 1 項及び同法施行規則第 17 条をもって提出しなければならないとされている平成 24 年度の事業報告書(様式第 11 号)及び収支決算書(様式第 12 号)並びに平成 25 年 6 月 1 日現在の事業報告書(様式第 11 号の 2)を提出すること。

(参 考)

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和 60 年法律第 88 号) (抄)

(許可の取消し等)

第 14 条

2 厚生労働大臣は、一般派遣元事業主が前項第二号又は第三号に該当するときは、期間を定めて当該一般労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(事業廃止命令等)

第 21 条

2 厚生労働大臣は、特定派遣元事業主がこの法律(次章第四節の規定を除く。)若しくは職業安定法の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したときは、期間を定めて当該特定労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(事業報告等)

第 23 条 一般派遣元事業主及び特定派遣元事業主(以下「派遣元事業主」という。)は、厚生労働省令で定めるところにより、労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(改善命令等)

第 49 条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律その他労働に関する法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(権限の委任)

第 56 条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則(昭和 61 年労働省令第 20 号) (抄)

(事業報告書及び収支決算書)

第 17 条 法第二十三条第一項に規定する派遣元事業主(以下単に「派遣元事業主」という。)は、毎事業年度に係る労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、派遣元事業主が当該事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書を提出したときは、収支決算書を提出することを要しない。

2 前項の事業報告書及び収支決算書は、それぞれ労働者派遣事業報告書(様式第十一号及び様式第十一号の二)及び労働者派遣事業収支決算書(様式第十二号)のとおりとする。

3 第一項の事業報告書及び収支決算書の提出期限は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限とする。

- | | |
|------------------------|------------------|
| 一 労働者派遣事業報告書(様式第十一号) | 毎事業年度経過後一月が経過する日 |
| 二 労働者派遣事業報告書(様式第十一号の二) | 毎年六月三十日 |
| 三 労働者派遣事業収支決算書(様式第十二号) | 毎事業年度経過後三月が経過する日 |

(権限の委任)

第 55 条 次に掲げる厚生労働大臣の権限は、労働者派遣事業を行う者の主たる事務所及び当該事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

- 一 法第十四条第二項の規定による命令
- 二 法第二十一条第二項の規定による命令
- 四 法第四十九条第一項及び第二項の規定による命令

対象となる特定派遣元事業主一覧表

労働局名： 兵庫

① 番号	② 届出受理番号	③ 派遣元事業主の名称	④ 代表者の職氏名
1	特28-010083	有限会社兵庫設計工業所	取締役 山野 富啓
2	特28-010125	株式会社 セントラル設計	代表取締役 屋 哲也
3	特28-010141	ウイング情報企画株式会社	代表取締役 山崎 正彦
4	特28-010147	東洋コンピューターサービス株式会社	代表取締役 酒井 寛和
5	特28-020015	株式会社 基創エンジニアリング	代表取締役 吉田 重男
6	特28-020091	ベスクル株式会社	代表取締役 鈴木 正成
7	特28-030017	ホームー有限公司	代表取締役 津上 弘一
8	特28-030034	ベスクル株式会社	代表取締役 鈴木 正成
9	特28-040039	有限会社コンスペクト	代表取締役 金森 伸広
10	特28-200007	株式会社サンアイ設計事務所	代表取締役 北川 敏生
11	特28-200014	株式会社 明応	代表取締役 藤原 健智
12	特28-300060	正兼ハウジング株式会社	代表取締役 三好 章仁
13	特28-300182	富士設計プラント株式会社	代表取締役 秦 直樹
14	特28-300205	有限会社アップロード	取締役 倉本 佳洋
15	特28-300299	有限会社ファイン・スペース	取締役 原 孝澄
16	特28-300310	有限会社創祐	代表取締役 山端 守
17	特28-300406	株式会社Esperanza	代表取締役 今井 徳彦
18	特28-300413	株式会社ヒライテック	代表取締役 平井 修一
19	特28-300678	有限会社ビーフィールド	取締役 川本 絵理
20	特28-300798	株式会社セヴィア	代表取締役 佐藤 章子
21	特28-300812	ネットソリューションズ株式会社	代表取締役 藤嶋 繁
22	特28-300862	株式会社エンドレス・エンタープライズ	代表取締役 泥 恵一
23	特28-300983	株式会社ジェノア	代表取締役 市川 信吾
24	特28-300993	有限会社ポータルケア・アイ	取締役 吉田 隆信
25	特28-301193	株式会社大一工業兵庫	代表取締役 田中 五郎
26	特28-301420	成和工業株式会社	代表取締役 福崎 真吾
27	特28-301480	株式会社タクトプランニング	代表取締役 國府 哲哉
28	特28-301522	セリュックス・ロジ株式会社	代表取締役 加賀澤 晶
29	特28-301644	エレクティブシステム株式会社	代表取締役 藤井 秀明
30	特28-301651	華陽貿易株式会社	代表取締役 張 宗耀

対象となる特定派遣元事業主一覧表

労働局名： 兵庫

① 番号	② 届出受理番号	③ 派遣元事業主の名称	④ 代表者の職氏名
31	特28-301676	クリアトランスポート株式会社	代表取締役 西山 昌人
32	特28-301906	株式会社スリーキング	代表取締役 篠原 俊一
33	特28-301928	株式会社ダイシ	代表取締役 大場 康史
34	特28-301996	合同会社Root of Effective Company	代表社員 松本 浩一
35	特28-302000	アールライン株式会社	代表取締役 堀 亮吾
36	特28-302050	株式会社マザーリーフ	代表取締役 阪本 剛志
37	特28-302059	有限会社播州サポート	代表取締役 河内 康夫
38	特28-302116	株式会社エッグ	代表取締役 作本 繁光
39	特28-302143	株式会社ワイズグループ	代表取締役 黒田 竜太
40	特28-302183	株式会社ルーツシステムズ	代表取締役 宮脇 浩一
41	特28-302343	J TECH株式会社	代表取締役 田中 康晴
42	特28-302361	アウエイク株式会社	代表取締役 小山 麻里
43	特28-302495	株式会社M&Y	代表取締役 豊田 千之
44	特28-302538	NSL株式会社	代表取締役 藤嶋 繁
45	特28-302741	兵庫メンテナンス有限会社	代表取締役 久保 拓也
46	特28-302755	株式会社D-LINE	代表取締役 北本 正和
47	特28-302774	株式会社SPS	代表取締役 藤沢 健治
48	特28-301218	郡山 舞	
49	特28-301330	小川 タエ子	
50	特28-301591	吉田 修平	
51	特28-301862	石川 秀次郎	
52	特28-010038	ライン設計株式会社	代表取締役 荻野 悠二
53	特28-300002	日世警備 株式会社	代表取締役 宮崎 義明
54	特28-300067	ライトハウス・システム株式会社	代表取締役 吉荒 祐一
55	特28-300395	株式会社ファーイースト	代表取締役 重畠 隆行
56	特28-300814	株式会社アイ. ティ. テック	代表取締役 木内 暖
57	特28-302541	株式会社カワムラ	代表取締役 河村 文龍